

政務活動費収支報告書

令和7年3月31日

天草市議会議長 勝木 幸生 様

議員名 柳田 光芳

天草市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、下記のとおり報告いたします。

1 収入(政務活動費) 360,000 円

2 支出

(単位:円)

項 目	金 額	備 考
調査研究費	71,431	鹿児島県屋久島町、阿久根市視察研修(令和7年2月19日～21日)
研修費	100,000	財政の基礎動画セミナー
広報費		
広聴費		
要請・陳情活動費		
会議費		
資料作成費	13,109	事務用品費
資料購入費	11,880	書籍購入費
人件費		
事務所費		
その他の経費	9,000	タブレット使用料
合 計	205,420	

(備考) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。

3 残額(市へ返還) 154,580 円

様式第5号(第5条関係)

支 出 明 細 書

年 月 日	金 額	支 出 先	目的、品名等	備 考
令和6年4月30日	100,000 円	地方議会研究会	財政の基礎動画セミナー18 講座 資料・動画(USB) データ	研修費 1
令和7年1月31日	1,889 円	(株)北星堂	ハイマルティペーパーA4、 他事務用品	資料作成費 2
令和7年2月5日	11,220 円	(株)北星堂	エプソンインクTKA-PB-L、 他事務用品	資料作成費 3
令和7年1月30日 ～2月21日	71,431 円	熊本旅行(株)天草デス ク	鹿児島県屋久島町、阿久根 市視察研修 令和7年2月19日～21日	調査研究費 4
令和6年4月19日 ～令和7年3月19日	9,000 円	天草市長 馬場昭治	タブレット使用料 月39,000円÷26人=1,500 円(1人) 1,500円×1/2×12月= 9,000円	その他の経費 5
令和7年3月21日	11,880 円	(株)ぎょうせい	書籍「シリーズ今日から福 祉職押さえておきたい公的 扶助・生活保護行政」他	資料購入費 6
合計	205,420 円			

領 収 書 添 付 書

No. /

議員名 柳田 光芳

領 収 証

2024 年 4 月 30 日

天草市議会 柳田光芳

様

★

¥100,000

但 財政の基礎動画セミナー 18講座

資料・動画データ代として

上 記 正 に 領 収 いた した



地方議員研究会

〒530-0001

大阪府大阪市北区梅田1-2-2
大阪駅前第2ビル2階5-6号室

TEL 050-6868-9678

- * 調査研究費及び研修費については、一回の視察分の領収書等は、まとめて添付できます。
- * まとめて添付する場合、領収書等が重ならないようにしてください。

議員名：柳田 光芳

財政の基礎動画セミナー 研修報告書

【第1講】 財政とは何か （自治体財政の根本理解）

第1講では、財政がなぜわかりにくいのかについて様々な理由が挙げられている。まず用語が特殊であること、同じ事柄を表す用語が複数出てくこと、細かい区分が多いことなどが挙げられている。

財政を理解していく上で重要なことは、細かい違いにとらわれない、用語などは常識的に考えてほぼ問題ないとし、あらゆる用語は全て財政の基本的項目の具体的なものにすぎないことを知った上で、収支と支出が全てという点では、自治体も家計や企業と全く同じであると結論付けている。

財政と家計や企業との違いとして、自治体収入は住民からの税金徴収であること、徴収する根拠として法令や議会の決定がその担保となっていること、その議会を構成する議員を住民の声の代弁者として選出していることが挙げられる。

また、自治体財政の原則として、「公平」、「効率」、「民主主義」、「コミュニティ」の4つがしっかりと保たれることが重要となる。

財政を見るうえで、予算と決算はどちらが大切かについて述べられており、自治体の目的は「住民福祉の増進」であり、住民ニーズに応える住民サービスの実施方針である予算が重要であって、収支結果である決算ではないと結論付けている。その他の決まり事として予算は赤字になってはいけないこと、歳入、歳出「一年間の収入、支出」といった単年度主義をとっていること、一般的な住民サービスを行うための一般会計と、一般会計と区別して収入、支出を管理している特別会計に区分されている。

議員活動において、財政の知識は政策の為の手段であり、自分で考えるための武器として学ぶことが重要であることを学んだ。

【第2講】 歳入の基礎編（家計の例で理解できる、覚えるのは4つだけ）

自治体の歳入を家計で理解するために、自治体を息子夫婦世帯、夫の両親世帯を国に例えて解説している。息子夫婦世帯（自治体）の収入として給料に当たるのが地方税であり、標準的支出分で足りない不足分を親（国）からの仕送

りである地方交付税でまかなっていることが図によって説明されており、息子夫婦世帯（自治体）の子どもにかかる学費や留学費（補助事業費）に対し親（国）からの仕送りは、特定分として国庫支出金として支出され、住宅改修費用（建設費）は、親（国）から借金（地方債）をしていることが詳しく解説されている。

財源のうち自治体が自由に用途を決めることができるものを一般財源といい、主に地方税、地方交付税等で構成されている。

これに対し、用途が限定されている財源が特定財源であり、国庫支出金や地方債等で構成されている。自治体が行いたい施策を実行できる点においても一般財源が重要であり、国においても自治体の財政指標判断において一般財源がその根拠となっているため、一般財源の動向を注視しなければならない。

本講を通し、歳入を家計に例えて考えると収入と支出の流れが非常に理解しやすかった。

【第3講】 地方税の仕組みを解説（自治体の税金を理解する）

地方税は、地方税法によって大枠が決められており、税金の「種類」と「税率」が定められており、その種類と税率は毎年度議会が決定している。

主な地方税として住民税、事業税、固定資産税、地方消費税がある。

地方税の区分として用途が特定されない税を普通税といい、用途が限定される税を目的税という。地方税は一般財源として分類されるが、その中に都市計画税のように特定財源のような目的税が含まれており、地方税法に規定されている税を法定税、自治体が独自に課税する税を法定外税という。

自治体は、地方税法に定められた「標準税率」を引き上げる超過課税や引き下げを行うことが可能であるが、超過課税を行う大半は、法人住民税である。

法定外税の徴収は、自治体の特色が出る項目で、たとえば原発を有する自治体では、核燃料物質等取扱税があり、観光客の増加がみられる自治体では、あらたに宿泊税を導入する自治体も出てきている。

地方税においては、議会の決定が全てであることにあらためて責任の重さを実感し、他の自治体の動向も注視しながら意思決定の判断材料にすべきであると感じた。

【第4講】 地方交付税（1）（これだけを覚える！本質は「ペットボトル」と「お茶」の関係

地方交付税は地方税とセットであり、一般財源は地方税と地方交付税を足したものにほぼ等しい。一般財源は、自治体の標準的サービスを賄うためのものであり、国は各自治体に一般財源を保証しなければならないため、各自治体それぞれに応じた一般財源の金額を設定しており、これを基準財政需要額という。基準財政需要額は、標準的支出額とほぼ等しく、国は、基準財政需要額に対し自治体の地方税が不足している分を地方交付税として交付しており、基準財政需要額の算定においては、概ね7割程度が「人口」が測定単位となっている。

一般財源のうち、地方税で足りない分を国が地方交付税として補充するという構造を、ペットボトルに注ぎ込まれるお茶の図で分かりやすく解説されている。

地方交付税は、地方税の税収で足りない分が国から補填される形になるので、税収が多い自治体では地方交付税が少なくなるのではないかという疑問が生じるが、地方交付税の制度として地方税の4分の1にあたる部分は、留保財源として算定に含まれないため、税収は多いほうが良い。

国の今後の動向として、財政再建が最大の課題となっており、社会保障費に次ぐ歳出額となっている地方交付税がネックとなっており、将来的に自治体の一般財源（ペットボトル）を無理に小さくする可能性が高い。

本講を通し、国からの地方交付税の流れをペットボトルにお茶を注ぐイメージ図で学び、非常に理解が進んだ。今後の地方交付税の推移に注目していきたい。

【第5講】 地方交付税（2）（臨時財政対策債は地方交付税である）

地方交付税の前提は、国が注ぎ込むお茶（税収）を十分に持っていることであったが、1990年代からその前提が大きく崩れ、国の「交付税特別会計」が借金をすることで、国は地方自治体に地方交付税を配分してきた。

この借金の一部が「地方負担分」とされたが、借金額が不明瞭であったため平成13年度から臨時財政対策債として各自治体に借金をさせるようになった。

臨時財政対策債のイメージとして、地方税と地方交付税で賄いきれない分を補填するのが臨時財政対策債となり、家計の収支図で例えわかりやすく解説されている。

臨時財政対策債のポイントとして、各自治体に「臨時財政対策債発行可能額」が配分されており、その発行額の範囲内において自治体が決定することができる。臨時財政対策債の実際の発行額にかかわらず、国は全て発行されたものとみなして、後年度にその元利償還分を地方交付税として交付するため、元利償還分だけ自治体の基準財政需要額が大きくなることになり、形式的には臨時財政対策債の返済は、理論上自治体の負担とはならないことになる。

ただし、実際の状況としては、臨時財政対策債の償還分だけ基準財政需要額の縮小がなされているのが実情である。

臨時財政対策債は、標準的支出に対し不足分を補填する機能を有するが、国の方針等の転換も十分に考えられるため、今後の動向を十分に注視していきたい。

【第6講】 国庫支出金（補助金） 自治体財政の呪縛

国から自治体への仕送りは、地方交付税と国庫支出金（補助金）の2つであるが、使途が自由に設定できる地方交付税に対し、国庫支出金は決められた使途にしか支出、流用ができない。また、対象事業の仕様や原材料に至るまで細かく条件が設定されているものも多い。しかし、自治体にとっては、国庫支出金はプラス α の財源になるため、事業の内容、必要性を精査せずに補助事業を選ぶ傾向が強い。

国庫支出金（補助金）は、自治体を惑わす財源であるとし、補助事業の選択は「現実の損得」をちゃんと考えて行うべきであると結論付けている。

国庫支出金の役割として、例えば公園の建設等標準的な住民サービスの確保や、国による地方財政の統制が挙げられる。その算定は、事業費に対し2分の1が基準となっている。

国庫支出金の問題点としては、補助事業の条件が地域の実情に合わないケースや、仕様が細かく設定されている点、金額においては国による見積もり算定を採用するため、実際の見積額と開きが生じ超過負担を強いられる問題、全国画一的な事業ばかりになってしまう等の点が挙げられる。

本講を通し、国庫支出金の活用については、地域の実情、ニーズに合った形で事業が進められるかをきちんと検討し、建設後の維持管理費や元利償還金等の自治体負担も考慮しながら考えていかなければならないと考える。

【第7講】 地方債（借金の考え方と押さえるべき問題点）

地方債とは、自治体が借り入れる借金のうち、返済が2年度以上にわたる債務のことをいい、建設された施設の耐用年数を超えない期間に償還することが原則となっている。地方債には、公共施設の建設事業費等の通常債と、過疎対策事業債、退職手当債、減収補填債、臨時財政対策債等の特例債がある。

地方債を発行し事業を進めるメリットとしては、住宅（施設）からのサービスが早く発生する、世代をまたがった負担の公平さが担保されることが挙げられ、地方債の基本的な仕組みは、事業費全体の70%の充当率で30%が自治体の一般財源で賄われるケースが多く、その他には国庫支出金との組み合わせで国庫補助金が補助率50%、地方債の充当率が35%、残りの15%を自治体一般財源で賄うものもある。

コロナ禍において地方債の焦点となったのが減収補填債である。減収補填債を発行すれば後年度に交付税措置される財源は償還へ回り、減収補填債を発行しなければ後年度に交付税措置される財源は通常の住民サービスに支出ができる。

数年度間にわたって発生する予定の金額をあらかじめ記しておくものとして債務負担行為があり、将来の財政支出を約束するものである。

借入れが行われた会計年度内に償還する借金を一時借入金という。

本講を通し、学んだことはまず「借金」であるということを念頭に入れ、極力財政負担がかからない方向性を考えること、また一時借入金に関しては、夕張市が財政破綻した原因となった借金であり、赤字を埋めるためにこの一時借入金を繰り返したことで有名である。議会のチェック機能を果たすためにもしっかりと注視していきたい。

【第8講】 歳出（事業単体ではなく全体を見る重要性和近年の傾向を知る）

歳出の原則として、「収入の範囲で最大の福祉を実現する」ことが挙げられる。

具体的な要件は2つで、仕事（事業・サービス）を行う上で、かける費用を最小にする「生産の効率性」と、住民のニーズに合った事業を行う「予算配分の効率性」である。

歳出は、目的別歳出（目的別経費）と性質別歳出（性質別経費）があり、自治体財政の分析においては、性質別歳出の方が重要となる。

目的別歳出の例として、議会費や総務費、民生費、衛生費等が挙げられる。

性質別歳出の例としては、人件費、扶助費、公債費の3つを合わせ義務的経費といい、その他には物件費や維持補修費、補助費、繰出金、投資的経費等が挙げられる。

歳出を見る場合の注意点として、各歳出項目の大きさだけを見ず、その中に含まれる一般財源の負担分を見ることが重要となる。また、地方債を多く財源としている場合は、元利償還金が将来負担になること、施設等の建設後の維持管理経費は一般財源の負担となることを十分に考慮しなければならない。

また、性質別歳出において人件費と物件費はセットで捉えなければならない。

物件費の約6割は委託料となっており、それらを合わせ見ることで実質的な人件費の大きさを見なければならない。また補助費等と繰出金は、特別会計等への支出であることから、その支出の流れに注意しなければならない。

本講を通し、自治体が何に支出しているか、財源はどこからきているかをしっかりと見定め、チェックしなければならないと感じた。繰出金においては、下水道等に支出する場合、一部の住民の為の政策的対応であるとも言えるため、住民全体の財源である一般会計からの支出は本来は認められないが、福祉的要素があるかという点も総合的に考え意思決定する必要があると考える。

【第9講】 財政の黒字・赤字（財政の持続可能性は赤字にならないことで保たれる）

自治体の財政にとって黒字が大きいことはよいことではない。なぜなら自治体の財政運営の目的は「利益を上げる」ことではなく、黒字が多ければその分を住民に還元することが必要となるからである。同時に、財政にとって赤字は避けなければならない、法律的にも赤字予算は組めないようになっている。

財政の黒字は基金に積み立てることで、将来の財政運営の安全を確保することも大切となる。

基金の種類は3つで、年度間の財源調整のための基金で普通預金のような性質を持つ財政調整基金と、地方債の償還を計画的に行うための減債基金、その他の特定の目的のために設置される特定目的基金がある。

自治体財政の黒字・赤字は、歳入歳出差引、実質収支、単年度収支、実質単年度収支で見ることができ、自治体の正式な黒字・赤字は実質収支で判定される。

財政破綻の兆候を察知するためには、実質単年度収支の赤字額が大きく、そ

れが複数年に渡り続いていないか、財政調整基金残高が減っていく傾向にないか、一般財源が増えない一方で、人件費、扶助費、公債費等の義務的経費負担が増加する傾向にないかを見る必要がある。

本講を通し、財政の黒字がある場合、それを住民サービスとして支出するか、将来に備えて基金に積み立てるかを判断すること、また、赤字の傾向がみられる場合は、歳出を見直す行政改革が必要となる。それらを司る政治の役目、議会の役割の重さを肝に銘じてチェックしていきたい。

【第10講】 財政の健全化を見る指標（財政を見る複数の視点の大切さ）

財政を見る上で、経常収支比率は最も基本的な指標であり、義務的性格の強い経常的経費に地方税、地方交付税等の経常一般財源がどの程度使われているかを見る指標である。この経常収支比率が高いほど財政が硬直化し、余裕がない状態となり、公共施設やインフラ整備等の建設事業へ回すための財源確保が困難となる。経常収支比率の考え方として、経常収支比率の引き下げは、住民サービスの削減を意味するため、削減された住民サービスの利益の大きさよりも削減により新たに実施される住民サービスの利益がより大きくなければならない。

夕張市の財政破綻をうけ、国が自治体の財政を厳しく統制するために制度が拡大された。「早期健全化」（イエローカード）の段階が設定され、1つだった指標（実質赤字比率）が4つ（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）に増えた。また、財政再建団体は財政再生団体と呼称が変わり、議会の責任もより重くなった。

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率を総じて健全化判断比率といい、この全てが標準財政規模に対する比率となっており、標準財政規模は、一般財源とほぼ等しい。健全化判断比率がクリアされていたとしても、実質公債費比率が高ければそれだけ財政がひっ迫していることを意味し、将来負担比率が高ければ将来の負担が高いことを意味している。

財政の健全性を見るポイントとして、実質収支と実質単年度収支の黒字・赤字、経常収支比率の高さとその内容、健全化判断比率の数値、財政調整基金の相対的大きさを見ていく必要がある。

本講を通し、各指標を見ながら財政の健全性をチェックすると同時に、財政が住民の福祉にきちんとつながっているかどうかをしっかりと判断していかな

ければならないと感じた。

【第11講】 自治体の基金を理解する（特に財政調整基金について）

財政収支と基金の関係は、財政が黒字になった時に基金へ積み立てる。自治体の黒字とは、実質収支黒字のことで決算余剰金とほぼ同じである。

地方財政法の規定により、黒字が出た場合はその2分の1以上を基金へ積み立てるか、地方債の繰上償還に充当しなければならないことになっている。そこから残った残額は、翌年度に繰越金として計上される。

基金には、財政調整基金、減債基金、特定目的基金の3つがあるが、その全てが条例によって定められており、これが基金の核心である。

財政調整基金は、年度間の財源調整や災害などの不測の事態の際に活用する基金で、普通預金の性質を持つ。

減債基金は、ローン返済への備えとしての基金で、自治体が様々な理由で負っている借金を計画的に返済するためのものであり、減債基金は下水道事業等の特別会計分の借金返済にも活用することができる。

特定目的基金は、自治体が特定の目的を定めて、将来それに支出するための資金を積み立てる基金で、自治体によって様々な種類の基金が存在する。

財政調整基金は、自治体が赤字に陥りそうな場合、財政調整基金を取り崩し繰入金として歳入に加える。この状態が続くと財政破綻につながるため、財政調整基金の積み立て目安として標準財政規模の10%～20%の規模で積み立てている自治体が多い。これは、一般財源が1割不足しても、1～2年カバーできる規模である。

本講を通し、学んだことはとくに財政調整基金の運用について、貯めすぎても住民サービスの低下につながり、逆に少なくなると財政破綻へとつながるためその運用は非常に難しいバランスであると感じた。全国の自治体においては、過去の財政危機の教訓を活かし、財政運営に関する条例を制定しているところもあるため、本市においても条例の制定は選択肢の一つとしてありうると考える。

【第12講】 自治体の借金を理解する（主要なものは、地方債と債務負担行為）

地方債は、自治体が借り入れる借金のうち、返済が2年度以上にわたる債務

をいい、地方債の対象は二つあり、適債事業と特例債がある。

事業や事務が単年度で終わらずに、将来にその為の支出を負担しなければならない場合に、議会でそれを債務負担行為として議決する。その金額は当該年度の歳出予算には含まれず、実際に負担が必要となった年度に予算が計上される。債務負担行為に基づく将来支払わなければならない金額を債務負担行為額という。

借金を見る上で重要なことは、一般会計だけでなく特別会計も含めた借金の総額を見ることが必要となる。

一時借入金とは、借入が行われた会計年度内に償還する借金で、短期的にキャッシュが必要な時に借入れるものであり、つなぎの借金の性質を持つ。

本講を通し、自治体の借金の問題点として、地方債を発行し無駄な施設整備を行い、将来の財政負担能力を十分考慮して地方債を発行しなければならないことを学んだ。また、一時借入金を利用し、出納整理期間中に返済するという抜け道を利用し財政破綻に陥った夕張市の例も十分に教訓としなければならないと感じる。

【第13講】 公共施設と都市づくり（自治体政策の最大のテーマ）

公共施設における事業主体別行政投資額の推移を見ると、市町村と都道府県が約8割を占め、国が事業主体となっている割合は2割である。更に個別具体的に見ていくと、道路（橋梁）は68%が市区町村、道路（舗装）の66%が市区町村、下水道（管渠）の75%が市町村等となっており、市町村が占める割合が非常に高くなっている。また、市町村における主な公共施設の延床面積割合を見ると、小学校、中学校、公営住宅が実に70%を占めている。

社会資本の老朽化を見ると、橋梁の10分の1が緊急対策を講じる必要があり、公園においては、遊具等の4分の1が要緊急対策となっており、公営住宅においては、実に2分の1が要緊急対策となっている。また、水道事業の老朽化も顕著となっているが、年々更新率は低下している。その背景には、人口減に伴う人手不足、資金不足がある。

社会資本の維持管理・更新費の将来推計を見ると、2037年には新設費がほぼなくなり、2011年度から2060年度までの50年間に必要な更新費のうち、約16%が更新できない推計となっている。

公共事業の基本的財政枠組みは、建設時は国庫支出金や地方債、一般財源の組み合わせによって行われるが、維持管理・補修は自治体の一般財源で行われる。この状況を鑑み、国においては、インフラ長寿命化基本計画が策定され、地方においては公共施設等総合管理計画、個別施設計画が策定されている。

公共施設の老朽化、人口減少、財政逼迫という3点において、公共施設の再編、統廃合は必須の政策課題である。

本講を通し、学んだことは、施設の老朽化、人口減少等に伴う財政逼迫によって再編、統廃合はある意味では避けては通れない問題であるが、同時に公共施設はその地域のコミュニティを形づくってきたのものであり、影響は大きなものである。北九州市門司区の公共施設マネジメントモデルプロジェクト等先進事例も参考としながら、本市住民の合意が取れる形を模索し見出していく必要があると考える。

【第14講】 自治体の公共施設への向き合い方（その多様性と考え方）

自治体の会計は、現金主義に基づいており、自治体は営利を目的とせず、会計期間における予算の事前統制と確実な執行を重視しており、管理しやすい半面、問題点として減価償却費や退職手当費等の正確な費用の算定ができないため、資産や職員の費用の適正配分が難しい点が挙げられる。そこで、発生主義会計が導入され、公共施設等の老朽化・更新と財政逼迫により、今後の政策判断に資する資料が求められるようになった。

固定資産台帳を使った公共施設等の把握は、固定資産台帳を使いその価値の変化を把握し、毎年少しずつ経費として償却額と未償却額を把握するものである。国による固定資産台帳の活用事例として、耐震診断や耐震化の状況、利用者数や稼働率等の情報を追加することにより、公共施設の統廃合の検討や効率的な施設運営方法の検討等に活用する内部利用の例、資産の売却可能区分等を公表することにより、民間事業者における買収等の検討を促進し、公有資産の有効利用を図る外部利用の例が挙げられている。

有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを有形固定減価償却率を見て把握することができる。

さいたま市においては、「ハコモノ三原則」を設け、新規整備は原則行わない、施設の更新（建替）は複合施設とする、施設総量（総床面積）を縮減するの三

つを柱に、民間活力を活かしたワークショップ方式を導入し、住民参加型の公共施設造りに取り組んでいる。浜松市では、資産経営推進方針を策定し、全ての公共施設をデータベース化し、施設評価と再配置計画に基づき施設数を20%削減した。施設数にして439施設を削減し、年間の維持管理費を約5億円削減、50年間の更新・改修経費は約1,100億円削減できると試算している。

堺市においては、公共施設の長寿命化を最重視し、経費削減効果は30年間で約987億円と試算している。

北九州市においては、都市計画と公共施設マネジメントの統合を図り、門司区地区に都市機能誘導区域を設定し、人が密集したエリアに公共施設を集約する取り組みを行っている。

本講を通し、感じたことは、自治体として公共施設との向き合い方はそれぞれであり、地域の特性に一番フィットした形を模索し実行することが何よりも求められると考える。

【第15講】 学校統廃合と自治体財政（公共施設再編の最大課題）

明治以降の歴史を見ても、市町村と学校は一体的なものとして存在しており、地域の人々がお金を出し合い建設したものも多く、コミュニティの場として、また防災拠点としても重要な役割を担っている。

公共施設の4割が学校施設であり、そのうち築25年を経過した学校施設は全体の4分の3を占め、老朽化が進展している。

学校の老朽化に伴い外壁や窓枠の落下、構造体の強度低下等安全面の不具合は年間で約3万件発生している。自治体による主な個別施設計画の策定率を見ても、学校施設の策定率はわずか15%にとどまっている。

学校の廃校数を見ると、小学校、中学校が大半を占めており、廃校された施設の利活用も75%にとどまっている。利活用が進まない要因として、建物の老朽化が一番のネックとなっている。国においても、様々な補助制度を設け、改修整備にかかる費用の補助を行っており、全国の自治体においては、岩手県二戸市ではグループホームとして活用し、茨城県行方市においては農業テーマパークとして活用し、「みんなの廃校プロジェクト」を推進している。

今後においては、学校施設と他の施設の共同化が重要となってくる。

具体的取組として、小中学校間における学校プールを共同利用し、合同授業

による稼働率の向上、社会体育施設の活用等が挙げられる。

神奈川県秦野市においては、公共施設等総合管理計画と削減目標をたて、新規のハコモノは建設しないことや、優先度を決め、最優先事項として義務教育、子育て支援、行政事務スペースを設定、また公共施設削減の数値目標も設定している。秦野市では、コミュニティの拠点として学校を重視しており、小学校を中心として15のコミュニティができあがっている。

本講を通じ学んだことは、学校施設はコミュニティの最大の地域拠点であり、自治体にとってもコミュニティの活性化は最重要課題の一つである。

全国の先行事例も参考にしながら本市にあった再編・統廃合、利活用のあり方を見出していく必要があると感じた。

【第16講】 生活保護と自治体財政（最後のセーフティネット）

生活保護とは、経済的に困窮する国民に対し、政府・自治体が最低限度の生活を保障する公的扶助であり、所得・財産等の資力調査を行い、困窮の程度に応じた扶助を行い、最低限度の生活を保障することを通じ被保護者の自立を促すものである。生活保護制度の3つの原理として、無差別平等、最低生活、補足性が挙げられている。

また、4つの原則として、申請保護、基準及び程度、必要即応、世帯単位が挙げられている。生活保護の最低生活費の体系として、最低生活費を計算する尺度となる保護基準を扶助別に8種類に定めている。

生活保護基準額の水準として、最低生活費から収入を差し引いた差額、概ね一般消費水準額の6～7割程度が水準となっている。最低生活費の概要として、生活扶助に必要な応じて教育扶助、介護扶助、医療扶助等の支給を加えて最低生活費が決定されている。生活保護受給世帯数は、1990年代以降上昇し続けており、高齢者世帯の受給者が最も多い。保護開始の主な理由を見ると、貯金等の減少・喪失が最も多く、次いで傷病、働きによる収入の減少・喪失が挙げられている。生活保護負担金の実績額の推移は、医療扶助が最も高く、次いで生活扶助、住宅扶助が高い割合を占めている。不正受給の状況は、年々減少はしているものの、不正内容の内訳として稼働収入の無申告が一番多く、次に稼働収入の過少申告の順となっている。生活保護の利用率・捕捉率を国際比較すると、日本における利用率は、わずか1.6%で、捕捉率も18%程度である。これは諸外国と比較すると極めて低い数値となっている。

生活保護の財政負担の仕組みとしては、扶助費は、国庫負担が4分の3で自治体負担が4分の1となっており、人件費・事務費は、全額自治体負担となっている。

本講を通じ感じたことは、やはり生活保護は生活困窮者の最後のセーフティネットであり、それを受ける権利は万人に等しく与えられるものであるということである。もちろん不正受給の問題も看過はできないが、社会全体にはびこっている生活保護を受けることへの偏見を払しょくしていくことが重要であると考えます。

【第17講】 生活困窮者自立支援と自治体財政（新しい福祉の展開）

生活困窮者自立支援制度は、いわゆる生活保護を受給できないボーダーライン層の生活困窮者を支援するために2015年よりスタートした事業である。

社会全体の支援制度として、第一のネットとして社会保険制度、労働保険制度があり、第三のネットとして生活保護制度が存在している。この生活困窮者自立支援制度は、第一のネットにも第三のネットにも引かからない人を対象とした第二のネットとしての役割を担っている。

生活保護制度においては、実施マニュアルが整備されており、それ以外のことはできないという特徴がある。生活困窮者自立支援制度は、画一的なマニュアルが存在せず、縦割りの福祉窓口の代わりにワンストップ窓口を設定し、生活困窮者を福祉のネットから漏れ落ちないようにしている。

ワンストップ窓口を設けることで、これまで生活保護や介護、医療等の申請をしても通らなかったボーダーライン層の人は、生活困窮を改善する術がなかったが、あらたに生活困窮者自立支援センター等のワンストップ窓口を設置することで、今まで抜け落ちていた生活困窮者の救済支援が可能となった。

生活困窮者自立支援制度の概要として、設置されている事業の主なものは、自立相談支援事業や、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計改善支援事業等がある。生活困窮者自立支援制度における新しい支援の形として、包括的な支援、個別的な支援、早期的な支援、継続的な支援、分権的・創造的な支援があり、なかでもこの支援制度の最大の特徴といってもよい早期的な支援は、これまでの「待ちの姿勢」と形容される申請主義からの脱却につながる支援であり、自らSOSを発することができない人に対しても支援の輪を拡げるものである。生活困窮者の困りごとにも多種多様であり、これま

での画一的なサービスではなく、個々人に応じた「オーダーメイド型」の公共サービスへと転換し、積極的に生活困窮者を発見しにいく「アウトリーチ」訪問支援型へ展開している。

2018年には、生活困窮者自立支援法が改正され、基本理念・定義の明確化、自立相談支援事業等の利用勧奨の努力義務の創設、関係機関間の情報共有を行う会議体の設置が盛り込まれた。

世界における「家族以外の人」と交流のない人の割合を見ると、日本がダントツワースト1位を記録しており、経済的困窮に加え、地域社会からの孤立という二重苦に苦しんでいることがわかる。

世帯人員数別世帯構成を見ても、1人世帯の一番割合が多く、次いで2人世帯となっている。

生活困窮者自立支援制度の相談実績を見ると、経済的困窮が1位ではあるが、家族関係・家族の問題や、家計管理の問題、コミュニケーションが苦手といったこれまで行政が立ち入らなかった分野においてもワンストップ窓口において相談がなされるようになってきている。

生活困窮者自立支援制度のモデル地域にもなっている北海道釧路市では、生活困窮者が「生きる場」を再獲得し、当事者性と人間の尊厳の回復を達成することを中核的理念とし、社会保障への全面依存と就労による経済的自立の中間に位置する「半労働・半福祉」中間的就労による多様な働き方を最重視している。釧路市では、生活保護世帯数は年々減少しており、被保護世帯の稼働率は19.5%と全国平均を大きく上回っている。釧路市では、生活保護受給母子世帯自立支援モデル事業を実施し、これまで引きこもっていた母親を介護施設で就労する場を設け、結果的に26人中16人がヘルパーの資格を取得し、12人が現在も介護現場で就労している。

滋賀県野洲市では、多重債務者の救済という観点から、2014年に「野洲市債権管理条例」を制定し、生活困窮状態にある者からの取り立てを行わない、また自治体の債権放棄の規定にも「生活困窮」の条項を盛り込んでいる。

京都府京丹後市では、生活保護世帯の子どもを対象に訪問支援型学習支援事業を行い、生活に必要なスキルを身につけていない家庭への支援を実施している。

本講を通し学んだことは、生活保護を受けられないボーダーライン層の方が多く存在しており、その方々をどう支援していくか真剣に考え、アウトリーチ

型で本市においても支援の輪を広げていくことが重要であると感じた。

【第18講】 子どもの貧困と自治体財政（この国の未来のために）

日本の子どもの貧困の状況は、相対的貧困率は13.5%にものぼり、子どもの7人に1人が貧困状態である。特にひとり親世帯の貧困率が高く、48.1%に及んでいる。近年の世帯類型の推移を見ると、母子世帯数が増加しており、それに伴って子どもの貧困が増加している。

世帯類型別所得の状況を見ても、母子世帯の総所得、稼働所得共に一番低い金額となっている。この背景には、社会全体として母子世帯の就労環境がよくないことを表している。

貧困の連鎖の例として、子どもの学力が所得とどのように関係するのか数値で見えていくと、経済的に困窮していない子どもと困窮世帯の子どもでは、学力の差が大きく開いている。いまだに学歴社会である日本において、この学力の差が就職においても影響し、結果的に収入面、就労環境に格差をもたらす要因となっている。

貧困は、児童虐待においても大きく影響しており、児童虐待の相談対応件数の推移は、急速に激増している。専業主婦世帯と共働き世帯の推移を見ると、共働き世帯が圧倒的に多く、子どもの居場所、相談相手がいない状況となっている。

国において子どもの貧困対策として、子どもの貧困対策の推進に関する法律や、子どもの貧困対策に関する大綱が整備され、2019年には大綱が一部改正され、市町村が子どもの貧困対策についての計画を定める努力義務が規定された。また、教育等で得られた子どもの状況に関する情報を活用し、支援につなげるよう規定されている。

学校は、地域に開かれたプラットフォームとして位置づけ、生活保護法や生活困窮者自立支援法等との一体的な施策の推進、保護者の就労支援、自治体による支援が必要な世帯の把握、官・公・民の連携・協働が大綱に盛り込まれた。

大阪府において「大阪子どもの生活実態調査」が実施され、食に関するアンケートでは、学校のない日の昼食が食べられない子どもが6万人を超えている。また、持ち物において本を持っていない割合は、24.2%にものぼる。インターネットに繋がるPCを持っていない割合は、60%近くあり、感情面におけるアンケートでは、大人を信用できないと答えた割合は、27%にものぼった。

貧困によって子どもの病気未受診も進んでいる。経済的困窮世帯における子どもの口腔崩壊の状況は、40%を超えている。

経済的困窮に加え、子どもの居場所がどんどん少なくなっている。その対策として子ども食堂や学習支援等がある。全国の子ども食堂数の推移は、激増しているがいわゆるボランティアでの運営のため、問題点も多くある。

おおさかパルコープ子ども食堂フードバンクの取り組みは、ホテルとの連携でビュッフェの残りや宴会料理の残りを提供し、三井住友信託銀行内に不用品の回収箱を設置し、子ども食堂へ提供する取り組みを実施している。

大阪で一番中心的に子ども食堂を行っている「にしなり子ども食堂」では、スポンサーが付いており、電力会社や食糧メーカー等の支援が受けられる。

子育て支援で有名な明石市のこども総合支援では、寄り添う支援として、離婚前後の養育支援や、無戸籍者支援、里親100%プロジェクト、あかし版こども食堂といったユニークな取り組みを行っている。明石市では、人口が増え、そのうち20代、30代の転入が多く、なおかつ出生数も増えている。

あかし版こども食堂は、貧困の有無に関わらず、全子どもを対象に実施しており、子どもの居場所づくりを行政が行っている。

本講を通し感じたことは、日本の未来を担う、本市の未来を担う子どもの貧困問題、子どもの居場所問題を様々な角度から考え、支援策を講じていく必要があると考える。

この財政の基礎動画セミナー全体を通して財政について学ばせていただいたが、今回得た知識を基に、議会でのチェック機能の役目を果たしていくのはもちろんのこととして、今後の政策提言の場である一般質問においても活用し、本市発展のために尽力していきたい。

No. 2

証 収 領

令和 7 年 1 月 3 日

天草市議会

柳田光芳

様

天草市大浜町2-245

$\frac{1}{2}$

株式 北
会社

代表取締役 高

☎ 0969-23-2193

スポーツ部 ☎ 0969-23-5270

登録番号：T6330001015306

下記のとおり領収致しました。

合計金額

1.889 -

[illegible]

*まとめて添付する場合、領収書等が重ならないようにしてください。

No. 3

証 収 領

令和 7 年 2 月 5 日

天草市議会

柳田光芳 様

天草市大浜町2番45



株式 北
株会

堂

代表取締役 高 井 太 郎

☎ 0969-23-2193

スポーツ部 ☎ 0969-23-5270

登錄番号：T6330001015306

下記のとおり領収致しました。

合計金額

≠ 11.220-

月	日	品名	数量	単価	金額
		E70YALUTKA-PB-L	1		2380
		" TKA-Y-L	1		2380
		" TKA-M-L	1		2380
		" TKA-C-L	1		2380
		消しゴム	1		80
		ボールペン 0.5	4	160	640
		"	1		120
					/
		小計			10200
		消費税 10%			1020
		合計			11220

* まとめて添付する場合、領収書等が重ならないようにしてください。

視察・研修明細書

No. 4

視察日程： 令和7年2月19日（水）～2月21日（金）

視察先： 鹿児島県屋久島町、阿久根市

参加者： 平山泰司、浜崎昭臣、船辺修、柴田誠、五通俊作、柳田光芳

支出日	支出目的	領収金額	按分額(円未満切り捨て)	政務活動費 充当額	領収書 番号
2月4日	視察先への土産代及び送料	8,100	1,350	1,350	4- 1
2月19日	牛深港～蔵之元港 フェリー代	3,240	540	540	4- 2
2月19日	蔵之元港～出水駅 バス代	6,300	1,050	1,050	4- 3
2月19日	出水駅～鹿児島空港 バス代	10,800	1,800	1,800	4- 4
2月19日	昼食代	6,840	1,140	1,140	4- 5
2月19日	夕食代	30,140	5,023	3,000	4- 6
2月20日	鹿児島空港～鹿児島中央駅 バス代	8,400	1,400	1,400	4- 7
2月20日	昼食代	6,950	1,158	1,158	4- 8
2月20日	阿久根駅～ホテル タクシー代	1,400	233	233	4- 9
2月20日	夕食代	22,100	3,683	3,000	4- 10
2月21日	阿久根駅～出水駅 電車代	4,200	700	700	4- 11
2月21日	出水駅～蔵之元港 バス代	6,300	1,050	1,050	4- 12
2月21日	蔵之元港～牛深港 フェリー代	3,240	540	540	4- 13
	共通経費 計	118,010	19,667	16,961	
1月30日	航空券・ホテル代	53,770		53,770	4- 14
2月20日	出水駅～阿久根駅 電車代	700		700	4- 15
	共通経費外 計	54,470		54,470	
	合計	172,480	19,667	71,431	

※ 共通経費（No.1～13）の領収書原本は、平山泰司議員の報告書に添付

一人あたり政務活動費充当額

71,431円

領 収 書 添 付 書

No. 4

議員名

柳田光芳

2025年02月04日 (火)

領 収 証

天草市議会様

¥ 8, 1 0 0 -

上記正に領収しました(消費税等 236円を含みます)
※印は課税事業者の軽減税率商品 ■印は免税事業者の軽減税率商品
天草とれたて市場 □印は免税事業者の標準税率商品
〒863-0042 熊本県天草市瀬戸町2-1
TEL 0969-(32)-6888
※保管上のお願い ※登録番号 T2330001015680
財布等で保管戴く場合は、印刷面を内側に折って保管願います。

担当

0005-5405-9050

* 令和7年2月系田 *
2025年02月04日(火)12:17 ｼﾞﾈ0005

責No00000001とれたて市場

2310000501000JAN
000901 ダンボール5kg
2コX単100 ¥200
2007607105501JAN
000271 ■●熊本EC12
10コX単550 ¥5,500
2311000212002JAN
000901 送料 ヤマト
2コX単1200 ¥2,400
(内税10対象 ¥2,600)
(内税10 ¥236)
(内税計 ¥236)
(免税8%対象 ¥5,500)
(税合計 ¥236)
合計 ¥8,100
お買上点数 14点
シートNo9050 店No00001

領 収 書

天草市議会様

領収金額

(10%税込)

3,240円

フェリー乗船料として領収致しました

領収日

2025年2月19日



収 入
印 紙

熊本県天草市牛深町2286番地
三和商船株式会社
牛深港発行 印
登録番号 T9330001015195

領 収 証

令和 7 年 2 月 19 日

天草市議会様

¥

6,300-

消費税10%含む

但 バス乗車賃として
上記の通り領収いたしました

出水市昭和町100番8号
南国交通株式会社 出水営業所
登録番号 T7340001003192

現金・クレジット

4 - 3

4 - 2

* 調査研究費及び研修費については、一回の視察分の領収書等は、まとめて添付できます。
* まとめて添付する場合、領収書等が重ならないようにしてください。

領 収 書 添 付 書

No. 4

議員名

柳田 光芳

領 収 証

令和 7 年 2 月 19 日

天草市議会

様

¥ 10,800 -

消費税10%含む

但 バス乗車賃として
上記の通り領収いたしました出水市昭和町100番8号
南国交通株式会社 出水営業所
登録番号 T7340001003192

現金

クレジット

令 頁 収 言 証

屋久島空港ターミナルビル(株)
鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田
電話 0997-42-1200
登録番号:T3340001004376ご利用ありがとうございました
2025/02/19 12:13 ｼﾞﾈ1-66 人数:1

品 名	単価	数	金額
内)※カツカレー	1280	3	¥3,840
内)※屋久島うどん	1000	3	¥3,000

小 計 ¥6,840

消費税(外税対象額 ¥0) ¥

合 計 ¥6,840

詳 細
8%対象 6点 ¥6,840

内消費税額 ¥507

お預り金 ¥10,000

お釣 ¥3,160

※軽減税率対象

番号札 1-66

0001-8692

2025年 2月19日水曜日

領 収 証

天草市議会

様

¥30,140 -

(消費税等 ¥2,740)

但し、

お食事処 潮騒

登録番号 T9810067807583

*保管上のお願い

熊毛郡屋久島町宮之浦305-3

TEL:0997-42-2721

担当者

領収証No 1828

財布等で保管戴く場合、印刷面を内側に折って保管願います。

* 調査研究費及び研修費については、一回の視察分の領収書等は、まとめて添付できます。
* まとめて添付する場合、領収書等が重ならないようにしてください。

領 収 書 添 付 書

No. 4

議員名

柳田 光芳

領 収 証

天草市議会 様 2025 年 2 月 20 日

★ 8,400 -

但

バス運賃代として
上記正に領収いたしました

内 訳

税率 金額(税抜・税込)

% 消費税額等

税率 金額(税抜・税込)

% 消費税額等

鹿児島県霧島市溝辺町麓822番地

協同組合 鹿児島空港バス案内所

コクヨ ウケ-1048

登録番号 登録番号 T5340005002923

0000-7891

2025年 2月20日木曜日

領 収 証

天草市議会

様

¥6,950-

(消費税 ¥631)

但し、お食事代として。

鹿児島県鹿児島市中央駅1-1

ざぼんラーメン 中央駅店

登録番号 T1340001003231

株式会社 ざぼん

*保管上のお願

TEL (099)255-9395

財布等で保管置く場合、印刷面を内側に折って保管願います。

担当者

領収証No 7698

領 収 証

現・チ・ク・割引 No.4794

日付 2025年 02月 20日

車番 000120 0000

基本運賃 ¥700円

合計 ¥700円

上記の様に領収致しました

消費税 10%

毎度ご乗車ありがとうございます

タクシー御用命は(24時間営業)

⑧ 第一交通グループ

第一交通(株)阿久根(営)

阿久根市琴平町1番地

配車室TEL 0996-72-1135

フリーダイヤル 0120-63-1135

登録番号:

T1-3400-0101-2075

* 調査
* まと回
な

領 収 証

現・チ・ク・割引 No.0771

日付 2025年 02月 20日

車番 000103 0000

基本運賃 ¥700円

合計 ¥700円

上記の様に領収致しました

消費税 10%

毎度ご乗車ありがとうございます

タクシー御用命は(24時間営業)

⑧ 第一交通グループ

第一交通(株)阿久根(営)

阿久根市琴平町1番地

配車室TEL 0996-72-1135

フリーダイヤル 0120-63-1135

登録番号:

T1-3400-0101-2075

添付できます。

領 収 書 添 付 書

No. 4

議員名 柳田光芳

領 収 証

天草市議会 様 27 年 2 月 20 日

★ 922,100

但
上記正に領収いたしました

内 訳
税抜金額
消費税額等(%)
内 訳
税抜金額
消費税額等(%)

肴屋 もる

〒899-1624 鹿児島県阿久根市大丸町6-5-2
辻ビルA-1F

代 表 濱崎公彰
TEL 080-5212-9125

登録番号

GR270024

4-10

領 収 証

N0080978

天草市議会 様

金 額 ¥ 4 2 0 0 円

ただし、乗車券代 として

5万円以上
は収入印紙
が必要。

上記の金額を領収しました。

年 7. 2 月 21 日

事業者番号
T-8330001014082
(税率10%)

八代市萩原町1丁目1番
肥薩おれんじ鉄道株式会社

箇所名 阿久根駅

御注意 領収日付及び領収者印の無いもの、並びに金額を訂正したものは無効です。

4-11

* 調査研究費及び研修費については、一回の視察分の領収書等は、まとめて添付できます。
* まとめて添付する場合、領収書等が重ならないようにしてください。

領 収 書 添 付 書

No. 4

議員名 柳田 光芳

領 収 証

令和 7 年 2 月 21 日

天草市議会 様

¥

6,300-

消費税10%含む

但 バス乗車賃として
上記の通り領収いたしました

出水市昭和町100番8号
南国交通株式会社 出水営業所
登録番号 T7340001003192

現金・クレジット

4 - 12

領 収 書

天草市議会 様

領収金額

(10%税込)

3,240円

フェリー乗船料として領収致しました

領収日

2025年2月21日

収 入
印 紙

熊本県天草市牛深町2-2-8 晋地

三和商船株式会社

蔵の元港発着

登録番号 T9330001015195

印

4 - 13

* 調査研究費及び研修費については、一回の視察分の領収書等は、まとめて添付できます。
* まとめて添付する場合、領収書等が重ならないようにしてください。

領 収 書 添 付 書

No. 4

議員名 柳田 光芳

領 収 証

柳田 光芳 様

No. 909

金 額 7 5 3 7 7 0 -

内 訳
現 金
小 切 手 /
手 形 /

但 研修旅費にて (2/19~21)
R7 年 1 月 30 日 上記正に領収いたしました

熊本旅行株式会社 天草デスク

〒863-0013 熊本県天草市今釜新町3480

TEL 0969-27-0085 FAX 0969-27-0086

代表 江口 奈美

消費税額等(%)

消費税額等(%)



登録番号 T3810083525811

GR266324

4-14

領収書 (Receipt)

柳田 光芳 様

25年 2月20日 14時57分 02号機

阿久根おとな 1 枚 700 円

合計 700円

お預り 700円

お釣り 0円

取引内容: 乗車券類 (税率10%)

・ご利用ありがとうございました

出水駅発行

肥薩おれんじ鉄道株式会社

事業者番号: T8330001014082

4-15

* 調査研究費及び研修費については、一回の視察分の領収書等は、まとめて添付できます。

* まとめて添付する場合、領収書等が重ならないようにしてください。

視察・研修報告書

- 調査日： 令和 7 年 2 月 19 日
 - 調査先： 鹿児島県屋久島町（観光まちづくり課）
 - 調査内容： 世界自然遺産を活用した観光振興について
 - 参加者： 平山泰司、浜崎昭臣、船辺修、柴田誠、五通俊作、柳田光芳
-

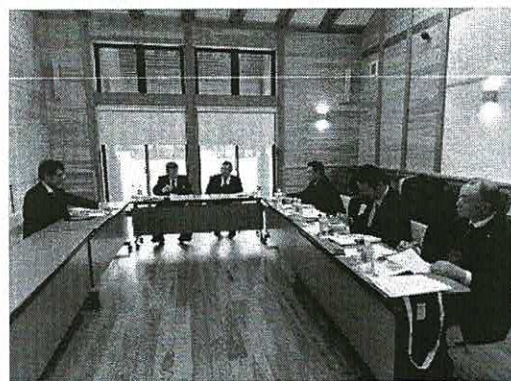
【調査目的】

今回訪問した屋久島町は、鹿児島県の大隅半島佐多岬南南西約 60 km の海上に位置する離島で、平成 5 年 12 月の世界自然遺産登録を皮切りに、平成 17 年 11 月にはラムサール条約登録、平成 24 年 3 月には国立公園指定、平成 28 年 3 月には屋久島・口永良部島ユネスコエコパークに指定がなされており、屋久島に訪れる観光客の大半が、自然散策を目的に来訪しており、世界自然遺産をはじめとする自然環境を活かした観光振興について視察を行った。

【調査内容】

世界自然遺産として島の面積の 21 % が登録されており、国立公園として島の 42 % が指定されている。島の環境を生かした観光の取り組みとして、ラムサール条約に登録されたアカウミガメ産卵が行われる永田浜湿地において、5 月～7 月の間、人数限定による産卵ウォッチングツアーを開催し、人気を博している。また、海に囲まれた地形を生かし、毎年 7 月に屋久島オープンウォータースイミングを開催し、観光閑散期対策として 2 月には、自然の起伏を生かした屋久島ヒルクライム&サイクリング屋久島を開催している。

また、ユニークな取り組みとして、屋久



島ガイドの公認制度を導入しており、これは全国初の取り組みである。

島の環境を保全するため、平成5年屋久島憲章を決議し、マイカーでの乗り入れを規制するため、山岳部保全協議会が登山バスを運行している。島の認知度向上により登山客が増加したことで、ごみの増加や登山道のし尿処理量の増加、登山バス運行費用の増大といったデメリットが発生しているが、その対策として協力金に関する条例を制定し、入山時には、山岳部環境保全協力金として千円を任意で収受している。しかしながら協力金だけでは、全ての費用を賄うことができおらず、今後の対策として、協力金の値上げも検討している。

【市政の課題等に対し】

本市においては、明年国立公園指定70周年の節目を迎え、観光振興の観点から見ても大きな意義を持つといえる。

屋久島町に倣い、山道の整備や自然景観を楽しむための整備が必要となってくるが、本市においても環境保全協力金等の名目での募金を導入するのも一つの選択肢として有効な方策ではないかと考える。

屋久島視察を通し一番感じたことは、島の魅力を最大限活かしながら「PRと保全」に注力していくことが重要であるということである。

「訪れたい島天草市」を目指し、本市の魅力を最大限PRしながら同時にその環境資源の保全を行いながら施策を講じていく必要があると考える。

視察・研修報告書

- 調査日： 令和 7 年 2 月 21 日
 - 調査先： 鹿児島県阿久根市（商工観光課）
 - 調査内容：「食のまち阿久根」について
 - 参加者： 平山泰司、浜崎昭臣、船辺修、柴田誠、五通俊作、柳田光芳
-

【調査目的】

今回訪問した阿久根市では、「食のまち阿久根」を推進するため、市内飲食店の店舗改修等に係る経費の一部を助成する取り組みを行っており、天草市が今後観光振興を進めていく上で「食」は、極めて重要な要素の一つとなるため、その取り組みについて視察を行った。

【調査内容】

阿久根市では、「うに井祭り」や「伊勢えび祭り」、「華の牛肉祭り」など

「食」に関するイベントを官民連携して実施しており、「食のまち阿久根」を推進するため、飲食店店舗改装費等補助事業や阿久根市商工業者拡大・拡充支援事業、阿久根市物産品販路拡大等補助金といった支援制度を設けている。

また、「海」、「山」、「観光」、「子育て」、「移住定住」、「DX」の六つからなる分野の知見者が、「たからのまち」マネージャーとして委嘱を受け、それぞれの分野での講演会等を複数回実施している。

行政としてイベント等に積極的に携わるのはもちろんのこと、その広告宣伝に係る経費も予算化している。また民間企業とも綿密に連携し、新商品開発や販路拡大等への支援にも力を入れている。



【市政の課題等に対し】

観光先を選ぶ上で「食」を目的に選ぶ割合は、6割とも7割とも言われ、本市の観光振興においても「食のまちづくり」は、非常に重要な取り組みとなると考える。本市の多種多様な農海産物をより多角的に発信していくためにも、今まで以上に官民が連携し、阿久根市の補助金制度等も研究しながら積極的に導入し、「訪れたい島天草市」、「食のまち天草市」を作り上げていくことが重要であるとする。

領 収 書 添 付 書

No. 5

議員名 柳田光芳

01790-8-961220 天草市会計管理者

熊本県天草市

④ 納入通知書兼領収書

〒863-0001
天草市本渡町広瀬5-18

中尾 友二 他

様

年 度 06	課 名 議会事務局議会事務局総務係	調 定 番 号 00849305
-----------	----------------------	---------------------

金 額 39,000 円

ただし タブレット使用料4月分（中尾議長ほか25名分）

上記の金額を納期限内に納付してください。

納入期限： 06 年 04 月 19 日 天草市長 馬場 昭治

◎納付場所
肥後銀行 熊本銀行
天草信用金庫 熊本県信用組合 九州労働金庫
本渡五和農業協同組合 あまくさ農業協同組合 天草漁業協同組合
九州内のゆうちょ銀行及び郵便局（沖縄県を除く）天草市役所

領収日付印
出納
肥後銀行
6. 4. 19
天 草
16

（納入者保管）

01790-8-961220 天草市会計管理者

熊本県天草市

④ 納入通知書兼領収書

〒863-0001
天草市本渡町広瀬5-18

中尾 友二 他

様

年 度 06	課 名 議会事務局議会事務局総務係	調 定 番 号 00863803
-----------	----------------------	---------------------

金 額 39,000 円

ただし タブレット使用料5月分（中尾議長ほか25名分）

上記の金額を納期限内に納付してください。

納入期限： 06 年 05 月 20 日 天草市長 馬場 昭治

◎納付場所
肥後銀行 熊本銀行
天草信用金庫 熊本県信用組合 九州労働金庫
本渡五和農業協同組合 あまくさ農業協同組合 天草漁業協同組合
九州内のゆうちょ銀行及び郵便局（沖縄県を除く）天草市役所

領収日付印
出納
肥後銀行
6. 5. 20
天 草
9

（納入者保管）

* 調査研究費及び
* まとめて添付す

領 収 書 添 付 書

No. 5

議員名

柳 田 光 芳

01790-8-961220 天草市会計管理者

熊本県天草市

㊦ 納入通知書兼領収書

〒863-2421

天草市五和町二江 1 4 3 0 - 5

勝木 幸生

他

様

年 度	課 名	調 定 番 号
06	議会事務局議会事務局総務係	00878913

金 額 39,000 円

領 収 日 付 印

出納
肥後銀行

6. 6. 20

天 草
17

ただし

タブレット使用料6月分（勝木議長 他25名分）

上記の金額を納期限内に納付してください。

納入期限： 06 年 06 月 20 日 天草市長
馬場 昭治

○納付場所

肥後銀行 熊本銀行
天草信用金庫 熊本県信用組合 九州労働金庫
本渡五和農業協同組合 あまくさ農業協同組合 天草漁業協同組合
九州内のゆうちょ銀行及び郵便局（沖縄県を除く） 天草市役所

（ 納 入 者 保 管 ）

01790-8-961220 天草市会計管理者

熊本県天草市

㊦ 納入通知書兼領収書

〒863-2421

天草市五和町二江 1 4 3 0 - 5

勝木 幸生

他

様

年 度	課 名	調 定 番 号
06	議会事務局議会事務局総務係	00890836

金 額 39,000 円

領 収 日 付 印

出納
肥後銀行

6. 7. 19

天 草
9

ただし

タブレット使用料7月分（勝木議長 他25名分）

上記の金額を納期限内に納付してください。

納入期限： 06 年 07 月 19 日 天草市長
馬場 昭治

○納付場所

肥後銀行 熊本銀行
天草信用金庫 熊本県信用組合 九州労働金庫
本渡五和農業協同組合 あまくさ農業協同組合 天草漁業協同組合
九州内のゆうちょ銀行及び郵便局（沖縄県を除く） 天草市役所

（ 納 入 者 保 管 ）

* 調査研究費及び
* まとめて添付

領 収 書 添 付 書

No. 5

議員名 柳 田 光 芳

01790-8-961220 天草市会計管理者

熊本県天草市

④ 納入通知書兼領収書

〒863-2421
天草市五和町二江 1 4 3 0 - 5

勝木 幸生
他

様

年 度 06	課 名 議会事務局議会事務局総務係	調 定 番 号 00899987
-----------	----------------------	---------------------

金 額 39,000 円

ただし タブレット使用料8月分 (勝木議長 他25名分)

上記の金額を納期限内に納付してください。

納入期限: 06年 08月 20日 天草市長 馬場 昭治

◎納付場所

肥後銀行	熊本銀行	
天草信用金庫	熊本県信用組合	九州労働金庫
本渡五和農業協同組合	あまくさ農業協同組合	天草漁業協同組合
九州内のゆうちょ銀行及び郵便局 (沖縄県を除く) 天草市役所		

領収日付印

出納
肥後銀行
6. 8. 20
天 草
8

(納 入 者 保 管)

01790-8-961220 天草市会計管理者

熊本県天草市

④ 納入通知書兼領収書

〒863-2421
天草市五和町二江 1 4 3 0 - 5

勝木 幸生
他

様

年 度 06	課 名 議会事務局議会事務局総務係	調 定 番 号 00909599
-----------	----------------------	---------------------

金 額 39,000 円

ただし タブレット使用料9月分 勝木議長 他25名分

上記の金額を納期限内に納付してください。

納入期限: 06年 09月 20日 天草市長 馬場 昭治

◎納付場所

肥後銀行	熊本銀行	
天草信用金庫	熊本県信用組合	九州労働金庫
本渡五和農業協同組合	あまくさ農業協同組合	天草漁業協同組合
九州内のゆうちょ銀行及び郵便局 (沖縄県を除く) 天草市役所		

領収日付印

出納
肥後銀行
6. 9. 20
天 草
9

(納 入 者 保 管)

* 調査研究費及
* まとめて添付す

領 収 書 添 付 書

No. 5

議員名

柳 田 光 芳

01790-8-961220 天草市会計管理者

熊本県天草市

④ 納入通知書兼領収書

〒863-2421
天草市五和町二江 1 4 3 0 - 5

勝木 幸生 他

様

年 度 06	課 名 議会事務局議会事務局総務係	調 定 番 号 00920462
-----------	----------------------	---------------------

金 額	39,000円	領 収 日 付 印
-----	---------	-----------

ただし タブレット使用料10月分 勝木議長 他25名分

上記の金額を納期限内に納付してください。

納入期限： 06年 10月 18日 天草市長 馬場 昭治

◎納付場所
肥後銀行 熊本銀行
天草信用金庫 熊本県信用組合 九州労働金庫
本渡五和農業協同組合 あまくさ農業協同組合 天草漁業協同組合
九州内のゆうちょ銀行及び郵便局（沖縄県を除く）天草市役所



（ 納 入 者 保 管 ）

01790-8-961220 天草市会計管理者

熊本県天草市

④ 納入通知書兼領収書

〒863-2421
天草市五和町二江 1 4 3 0 - 5

勝木 幸生 他

様

年 度 06	課 名 議会事務局議会事務局総務係	調 定 番 号 00931529
-----------	----------------------	---------------------

金 額	39,000円	領 収 日 付 印
-----	---------	-----------

ただし タブレット使用料11月分 勝木議長 他25名分

上記の金額を納期限内に納付してください。

納入期限： 06年 11月 20日 天草市長 馬場 昭治

◎納付場所
肥後銀行 熊本銀行
天草信用金庫 熊本県信用組合 九州労働金庫
本渡五和農業協同組合 あまくさ農業協同組合 天草漁業協同組合
九州内のゆうちょ銀行及び郵便局（沖縄県を除く）天草市役所



* 調査研究
* まとめて

ます。

（ 納 入 者 保 管 ）

領 収 書 添 付 書

No. 5

議員名

柳 田 光 芳

01790-8-961220 天草市会計管理者

熊本県天草市

④ 納入通知書兼領収書

〒863-2421
天草市五和町二江 1 4 3 0 - 5

勝木 幸生 他

様

年 度 06	課 名 議会事務局議会事務局総務係	調 定 番 号 00942856
-----------	----------------------	---------------------

金 額 39,000 円	領 収 日 付 印 出納 肥後銀行 6. 12. 20 天 草 16
-----------------	---

ただし タブレット使用料12月分 勝木議長 他25名分

上記の金額を納期限内に納付してください。

納入期限： 06 年 12 月 20 日 天草市長 馬場 昭治

◎納付場所
肥後銀行 熊本銀行
天草信用金庫 熊本県信用組合 九州労働金庫
本渡五和農業協同組合 あまぐさ農業協同組合 天草漁業協同組合
九州内のゆうちょ銀行及び郵便局（沖縄県を除く） 天草市役所

（ 納 入 者 保 管 ）

01790-8-961220 天草市会計管理者

熊本県天草市

④ 納入通知書兼領収書

〒863-2421
天草市五和町二江 1 4 3 0 - 5

勝木 幸生 他

様

年 度 06	課 名 議会事務局議会事務局総務係	調 定 番 号 00950637
-----------	----------------------	---------------------

金 額 39,000 円	領 収 日 付 印 出納 肥後銀行 7. 1. 20 天 草 16
-----------------	--

ただし タブレット使用料1月分 勝木議長 他25名分

上記の金額を納期限内に納付してください。

納入期限： 07 年 01 月 20 日 天草市長 馬場 昭治

◎納付場所
肥後銀行 熊本銀行
天草信用金庫 熊本県信用組合 九州労働金庫
本渡五和農業協同組合 あまぐさ農業協同組合 天草漁業協同組合
九州内のゆうちょ銀行及び郵便局（沖縄県を除く） 天草市役所

す。

* 調査研究費
* まとめて添付

（ 納 入 者 保 管 ）

領 収 書 添 付 書

No. 5

議員名

柳 田 光 芳

01790-8-961220 天草市会計管理者

熊本県天草市

④ 納入通知書兼領収書

〒863-2421
天草市五和町二江 1 4 3 0 - 5

勝木 幸生 他

機

年 度	課 名	調 定 番 号
06	議会事務局議会事務局総務係	00966530

金 額	領 収 日 付 印
39,000 円	出納 肥後銀行 7. 2. 20 天 草 16

ただし タブレット使用料2月分 勝木議長 他25名分
上記の金額を納期限内に納付してください。

納入期限： 07年 02月 20日 天草市長 馬場 昭治

◎納付場所
肥後銀行 熊本銀行
天草信用金庫 熊本県信用組合 九州労働金庫
本渡五和農業協同組合 あまくさ農業協同組合 天草漁業協同組合
九州内のゆうちょ銀行及び郵便局（沖縄県を除く）天草市役所

（ 納 入 者 保 管 ）

01790-8-961220 天草市会計管理者

熊本県天草市

④ 納入通知書兼領収書

〒863-2421
天草市五和町二江 1 4 3 0 - 5

勝木 幸生 他

機

年 度	課 名	調 定 番 号
06	議会事務局議会事務局総務係	00976428

金 額	領 収 日 付 印
39,000 円	出納 肥後銀行 7. 3. 19 天 草 16

ただし タブレット使用料3月分 勝木議長 他25名分
上記の金額を納期限内に納付してください。

納入期限： 07年 03月 19日 天草市長 馬場 昭治

◎納付場所
肥後銀行 熊本銀行
天草信用金庫 熊本県信用組合 九州労働金庫
本渡五和農業協同組合 あまくさ農業協同組合 天草漁業協同組合
九州内のゆうちょ銀行及び郵便局（沖縄県を除く）天草市役所

す。

（ 納 入 者 保 管 ）

* 調査研究費及
* まとめて添付

領 収 書 添 付 書

No. 6

議員名 柳田 光芳

振込金受領証

(金融機関・コンビニエンスストア用)

払込人氏名

柳田 光芳

様

お問い合わせ番号

707842139

金額

11,880

内消費税額

1,080

受取人

株式会社ぎょうせい

振込先

みずほ銀行東京営業

部

普通 4913720

カギヨクセイ

受領印

収入印紙貼付欄

(eVS 専用)

253

受領印

340575

(お客様控)

ゆうちょ銀行又は郵便局でお支払いの場合は左側の2枚だけをお出ください。

- * 調査研究費及び研修費については、一回の振込分の領収書等は、まとめて添付できます。
- * まとめて添付する場合、領収書等が重ならないようにしてください。